

# 広報ひがし

土地改良区の現状 令和3年4月現在

- 組合員数 2,107 人
- 面積 2,146.9 ha
- 内田 1,940.2 ha
- 畑 206.7 ha

第 **26** 号

令和3年10月20日発行

祝 直轄災害復旧関連区画整理事業 仙台東地区 完工



直轄災害復旧関連区画整理事業仙台東地区「完工式」において謝辞を述べる佐藤稔理事長



仙台東土地改良区



## 御 挨拶

水<sup>み</sup>土<sup>ど</sup>里<sup>り</sup>ネットひがし  
仙 台 東 土 地 改 良 区

理 事 長 佐 藤 稔

菊花の候、会員の皆様・関係各位に於かれましては、恙無くご健勝のことと、ご推察申し上げます。また、日頃より当仙台東土地改良区の運営及び各種事業の推進に対し多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに心より感謝と御礼を申し上げます。

広報「ひがし」第26号の発刊にあたりご挨拶を申し上げます。本年は役員任期の満了による役員の改選が、去る3月19日開催の第25回通常総代会において執行され、新型コロナウイルス感染症禍の中での書面議決による会議となりましたが理事10名、監事3名が当選・承認され、後日開催の役員互選会におきまして、木村浩市副理事長と共に再任の指名を頂き、その職を遂行させて頂いているところです。また、総括監事には伊藤憲一監事が再任されております。本年の役員の改選は昨年の総代定数（50名から36名に）の削減とリンクするもので理事（13名から10名に）3名の削減、監事（3名の内1名は員外監事）と言うことで仙台東土地改良区としての機構改革の一環でもあります。総代・役員・職員共に力を合わせ、より良い改良区の運営発展に皆で寄与できればと思っています。

東日本大震災復旧・復興の同志としてご尽力を頂きました前総代・前役員の皆様には、改めて御礼と感謝を申し上げますと共に、これからも側面からのご支援・ご指導を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

昨年より新型コロナウイルス感染症のまん延状態が続いているところでありますが、平成23年3月11日発災の東日本大震災から10年という年月が経過し仙台市東部の私達の生活環境は一変し、県道10号線（塩釜・亘理線）から東側は災害危険区域に指定され、個人あるいは集団での移転を

余儀なくされ新天地での生活が始まっており、荒浜地区・藤塚地区等の皆さんは以前の活動が思い通りに出来なくなっていました。残念な事ではありますが立ち止まっている訳にはまいりません。

私達の農地に関しましても激甚災害法が発令され被災して2ヶ月後位には「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例」が施行され、その法のもとに「直轄特定災害復旧事業（仙台東地区）」と「直轄災害復旧関連区画整理事業」を実施し、国自らがその任に当たり、東北農政局仙台東土地改良建設事業所が事業完工まで私達に寄り添いながら事業を進めてくれました。平成24年1月1日より4代の所長の下、延べ485名の方々にご尽力を頂き、そのほとんどの方が県外出身で、家族と別れ、単身での赴任でありました。本人はもとより、ご家族の皆様に対し、改めて御礼と感謝を申し上げます。総事業費88,442百万円にのぼる税を投入して頂いての復旧・復興で、仙台市東部の農業を取り巻く環境は、見違える程の様変わりを遂げました。これからは自分達の農業が出来る農地に自らが力を発揮して行く番だと思います。

改良区設立の理念に則り、自分で出来る分と集落として共にやる分等を住み分けして頂きながら、改良区は何をすべきなのかを組合員の皆様と共に考え、これからの改良区運営に心して行きたいと思っています。

役員・職員共に組合員の皆様の付託に応えられますよう努めてまいります。特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の終焉が見えない中ではありますが、組合員の皆様はもとより関係各位のご健康とご多幸、そしてご繁栄を心よりお祈りを申し上げご挨拶と致します。

## 第7期 役員就任

役員任期満了に伴い、令和3年3月19日の通常総代会において選挙会を行い、第7期の役員として次の方々の就任が決定しました。

令和3年4月1日より4年間の任期で組合員の代表として土地改良区の運営のために努力して参りますのでよろしくお願ひします。

議席番号	役 職 名	氏 名	選出地区
	理事長・総務委員会委員長	佐藤 稔	三本塚
	副理事長・総務委員会副委員長	木村 浩市	藤田
1	総務委員・事業推進委員会副委員長	芳賀 正	南蒲生
2	用排水調整担当・副委員長	加藤 一	日辺
3	総務委員・事業推進委員会委員長	庄子 喜朗	長喜城
4	会計担当理事	松木 長男	荒浜
5	総務委員・事業推進委員会副委員長	鈴木 秀一	下飯田
6	会計担当理事	相澤 一由	二木
7	用排水調整担当・副委員長	平山 尋昭	新浜
8	用排水調整担当・委員長	板橋 利広	四ツ谷
9	総括監事	伊藤 憲一	上荒井
10	監 事	曳地 芳宏	員外
11	監 事	丹野 清人	沖野



😊 相澤理事	😊 加藤理事	😊 庄子理事	😊 鈴木理事	😊 芳賀理事	😊 松木理事	😊 平山理事
😊 板橋理事	😊 曳地監事	😊 木村副理事長	😊 佐藤理事長	😊 伊藤総括監事	😊 丹野監事	

### 長い間ご苦勞さまでした

## 退 任

永年にわたり土地改良事業にご尽力いただき退任された役員の方々、長い間ご苦勞さまでした。

相澤 宏 信 前 理 事 齋 久 義 前 理 事 佐藤 善 一 前 理 事 遠藤 忠 前 理 事	瀬戸 剛 前 理 事 相澤 英昭 前 理 事 阿部 春彦 前 理 事 色川 善勝 前 監 事
---	---

## 通常総代会開催

令和3年3月19日午後2時よりせんだい農業園芸センター研修室において、第25回通常総代会が開催されました。高砂地区新浜選出、菊地誠二総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 令和2年度 経常部会計 収入 支出 補正 予算(案)について
- 第2号議案 令和2年度 特別会計(太陽光発電所) 収入支出補正予算(案)について
- 第3号議案 令和2年度 特別会計(発電施設建設改良関係積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第4号議案 令和2年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 収入支出補正予算(案)について
- 第5号議案 令和3年度 事業 業 計 画(案)について
- 第6号議案 令和3年度 経常部会計 収入 支出 予算(案)について
- 第7号議案 令和3年度 経常部会計 賦課金 賦課徴収方法(案)について
- 第8号議案 令和3年度 役員 報 酬(案)について
- 第9号議案 令和3年度 特別会計(財政調整積立金) 収入支出予算(案)について
- 第10号議案 令和3年度 特別会計(維持管理決済金) 収入支出予算(案)について
- 第11号議案 令和3年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 収入支出予算(案)について
- 第12号議案 令和3年度 特別会計(職員退職死亡給与引当積立金) 収入支出予算(案)について
- 第13号議案 令和3年度 特別会計(太陽光発電所) 収入支出予算(案)について
- 第14号議案 令和3年度 特別会計(発電施設建設改良関係積立金) 収入支出予算(案)について
- 第15号議案 令和3年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 収入支出予算(案)について
- 第16号議案 令和3年度 収入金の預け入れ金融機関(案)について
- 第17号議案 仙台東土地改良区役員総選挙執行について

## 臨時総代会開催

令和3年7月21日午後2時よりせんだい農業園芸センター研修室において、令和3年度臨時総代会が開催されました。六郷地区三本塚選出、遠藤喜一総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 令和2年度 経常部会計 収入 支出 補正 予算(案)について
- 第2号議案 令和2年度 特別会計(太陽光発電所) 収入支出補正予算(案)について
- 第3号議案 令和2年度 特別会計(発電施設建設改良関係積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第4号議案 令和2年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 収入支出補正予算(案)について
- 第5号議案 令和2年度 事業 報 告 に つ い て
- 第6号議案 令和2年度 経常部会計 収入 支出 決算 承認 に つ い て
- 第7号議案 令和2年度 特別会計(財政調整積立金) 収入支出決算承認について
- 第8号議案 令和2年度 特別会計(維持管理決済金積立金) 収入支出決算承認について
- 第9号議案 令和2年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 収入支出決算承認について
- 第10号議案 令和2年度 特別会計(職員退職死亡給与引当積立金) 収入支出決算承認について
- 第11号議案 令和2年度 特別会計(太陽光発電所) 収入支出決算承認について
- 第12号議案 令和2年度 特別会計(発電施設建設改良関係積立金) 収入支出決算承認について
- 第13号議案 令和2年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 収入支出決算承認について
- 第14号議案 令和2年度 財 産 目 録 に つ い て  
【 決 算 監 査 意 見 書 】
- 第15号議案 令和3年度 経常部会計 収入 支出 補正 予算(案)について
- 第16号議案 令和3年度 特別会計(財政調整積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第17号議案 令和3年度 特別会計(維持管理決済金) 収入支出補正予算(案)について
- 第18号議案 令和3年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第19号議案 令和3年度 特別会計(職員退職死亡給与引当積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第20号議案 令和3年度 特別会計(発電施設建設改良関係積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第21号議案 令和3年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 収入支出補正予算(案)について

# 令和2年度 決算状況

## 経常部会計

- 収入決算額……………287,171,016円
- 支出決算額……………237,164,029円
- 収支差引額…………… 50,006,987円 (次年度へ繰越)

収 入			支 出			(千円)
項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	
組 合 費	116,777	40.6%	事 務 費	63,138	26.6%	
補 助 金	66,871	23.3	維 持 管 理 費	114,090	48.1	
負 担 金	6,610	2.3	雨 水 幹 線 維 持 費	3,419	1.4	
受 託 費	13,141	4.6	財 産 費	52,050	22.0	
雑 収 入	2,323	0.8	負 担 金	165	0.1	
繰 入 金	32,050	11.2	諸 費	4,302	1.8	
繰 越 金	49,399	17.2	予 備 費	0	0	
合 計	287,171		合 計	237,164		

## 特別会計

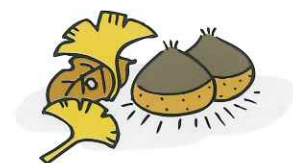
(円)

区 分	収 入	支 出	
		支 出 済 額	次 年 度 繰 越 金
財 政 調 整 積 立 金	107,265,518	0	107,265,518
維 持 管 理 決 済 金	25,357,051	0	25,357,051
職 員 退 職 給 与 引 当 積 立 金	54,880,684	12,665,652	42,215,032
事 務 所 建 設 資 金 引 当 積 立 金	41,626,829	9,801,771	31,825,058
太 陽 光 発 電 所	62,371,492	62,371,492	0
発 電 施 設 建 設 改 良 関 係 積 立 金	30,378,643	0	30,378,643
国 営 仙 台 東 地 区 換 地 処 分 等 業 務 (令 和 2 年 度)	361,462,128	359,725,292	1,736,836

## 財産概要

- 資産 ……………681,644,147円
- 流動資産 ……………287,018,446円
- 預 金 ……………50,006,987円
- 出 資 金 ……………968,000円
- 未 収 金 ……………1,002,157円
- 特定資産 ……………235,041,302円
- 固定資産 ……………394,625,701円

- 負債 ……………282,613,530円
- 短期負債 ……………235,041,302円
- 長期負債 ……………47,572,228円



## 令和3年度 予算概要

### ■ 経常部会計 263,421千円

収 入				支 出			
項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	(千円)	
組 合 費	116,440	44.2%	事 務 費	73,996	28.1%		
補 助 金	16,700	6.3	維 持 管 理 費	121,492	46.1		
負 担 金	6,880	2.6	雨 水 幹 線 関 連 維 持 費	6,880	2.6		
受 託 費	44,592	16.9	財 産 費	50,000	19.0		
雑 収 入 金	1,802	0.7	負 担 金	500	0.2		
繰 入 金	27,000	10.3	諸 費	9,300	3.5		
繰 越 金	50,007	19.0	予 備 費	1,253	0.5		
合 計	263,421		合 計	263,421			

### ■ 特別会計（財政調整積立金） 127,265千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	(千円)	
繰 入 金	20,000	15.7%	次 年 度 繰 越 金	127,265	100.0%		
雑 収 入 金	1	0					
繰 越 金	107,264	84.3					
合 計	127,265		合 計	127,265			

### ■ 特別会計（維持管理決済金） 23,857千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	(千円)	
決 済 金	500	2.1%	繰 出 金	2,000	8.4%		
雑 収 入 金	1	0	次 年 度 繰 越 金	21,857	91.6		
繰 越 金	23,356	97.9					
合 計	23,857		合 計	23,857			

### ■ 特別会計（職員退職給与引当積立金） 52,515千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	(千円)	
繰 入 金	10,300	19.6%	退 職 給 与 金	52,515	100%		
雑 収 入 金	1	0					
繰 越 金	42,214	80.4					
合 計	52,515		合 計	52,515			

### ■ 特別会計（事務所建設資金引当積立金） 51,825千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	(千円)	
繰 入 金	20,000	38.6%	建 設 費	51,825	100%		
雑 収 入 金	1	0					
繰 越 金	31,824	61.4					
合 計	51,825		合 計	51,825			

### ■ 特別会計（発電施設建設改良関係積立金） 58,056千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	(千円)	
繰 入 金	27,677	47.7%	繰 出 金	1	0%		
雑 収 入 金	1	0	発 電 施 設 建 設 改 良 積 立 金	46,055	79.3		
繰 越 金	30,378	52.3	欠 損 調 整 積 立 金	4,000	6.9		
			災 害 積 立 準 備 金	4,000	6.9		
			復 興 事 業 関 係 積 立 金	4,000	6.9		
合 計	58,056		合 計	58,056			

### ■ 特別会計（国営仙台東地区換地処分等業務） 264,418千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比	(千円)	
国 庫 委 託 料	0	0%	人 件 費	0	0%		
国 営 換 地 清 算 金	262,682	99.3	再 委 託 料	0	0		
繰 越 金	1,736	0.7	業 務 費	1,520	0.6		
			車 両 費	0	0		
			換 地 清 算 金	262,681	99.3		
			予 備 費	217	0.1		
合 計	264,418		合 計	264,418			

## 令和3年度 経常賦課金

令和3年度の経常賦課金は、下記の通りとなります。(賦課金は毎年4月1日現在の土地改良区台帳の面積を元に算出されます。)

種 別	1,000m <sup>2</sup> 当り賦課額	賦課期日	納 期 限
経常部 管内全域 経常賦課金 田	5,700円、畑 2,850円	5月末日	7月末日

当土地改良区では、経常賦課金のお支払いを仙台農業協同組合（JA仙台）の自動口座振替にて実施しております。まだ申し込みをされていない方は是非ご利用願います。

### 申し込み手続き

土地改良区で『口座振替依頼書』に必要事項を記入して頂きます。申し込みには印鑑（届出印）をお持ち下さい。

### 振替日と残高確認の励行

ご指定の預金口座より納期限日に振替になります。従って、振替日に預金口座の残高が不足していると振替ができませんので、あらかじめ振替日が近づきましたら預金残高の確認をお願いします。

### 賦課金のお支払いはお忘れなく!!

納期限を過ぎると延滞金が発生いたします。分割払いも承っておりますのでご相談下さい。



## 令和3年度 決 済 金

区 分	地 域	種 別	金 額 (1m <sup>2</sup> 当り)
経常賦課金	全 地 域	維持管理決済金	地目別決済額 田 26円、畑 13円

- ☆農地転用・用地買収等農地から除外する場合は決済金のお支払いが必要となります。
- ☆その他に、納めていなかった経常賦課金がある場合は、精算していただきます。

## 土 地 改 良 功 労 者 表 彰

令和3年7月21日開催の臨時総代会におきまして土地改良功労者として次の方々が理事長から表彰を受けました。おめでとうございます。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をお願い致します。

役職・氏名	勤続年数
前理事 齋 久 義 様	20年
前理事 瀬 戸 剛 様	12年
前理事 遠 藤 忠 様	12年
前理事 相 澤 宏 信 様	12年
前理事 佐 藤 善 一 様	9年8ヶ月
前監事 色 川 善 勝 様	16年



# 令和2年度 維持管理事業

## 1. 維持管理施設の状況

### 1) 幹線支線水路

六郷堀（600m）、七郷堀（1,200m）、高砂堀（950m）、仙台堀（500m）、鞍配堀（1,000m）の各幹線水路は例年通り、若林区役所・宮城野区役所発注の業者により法面の除草作業、浚渫工事が行なわれました。

また、仙台バイパス下流の幹線・支線水路については、仙台市より補助金交付を受け組合員総出役作業により各集落の管理丁場は計画通り完了することが出来ました。

### 2) 揚排水機場

各揚排水機場のポンプ及び補機類などは業者委託により保守点検を行ない、機場運転手、各揚排水施設管理者の調整により円滑な通水が行なわれました。

### 3) 幹線支線排水路

各幹線支線排水路は稲刈前の落水時期と台風などに備え、流水に支障を来さないように管内一斉による刈払い清掃を8月末日までに組合員総出役により実施しました。

### 4) 他事業との関係

仙台市或いは関係者が行なう農道及び水路等の土地改良施設に関する工事は全て各関係機関と協議の上、用排水に支障を来さないように施工しました。今後も土地改良施設の良好な管理と公益的機能の役割を果たす為、関係者及び組合員皆様の協力が必要と思われます。

## 2. 維持管理工事の施工状況

- 1) 水路費・維持費（用排水路・パイプライン）  
用排水路の修繕・ゲートの交換整備補修等  
.....23件
- 2) 揚排水費・修理費（揚排水機場）  
補機類の修理・電気設備工事等..... 3件
- 3) 揚排水費・委託料  
東北電気保安協会・始動前の保守点検業務等  
..... 5件
- 4) 道路費・維持費  
農道の整地等..... 1件
- 5) 協議、承認件数（28件）  
協議件数 .....16件  
工事同意承認件数..... 5件  
雨水放流承認件数..... 7件

## ■水路費・維持費

勾配修正工事（若林区荒井字藤田地内）

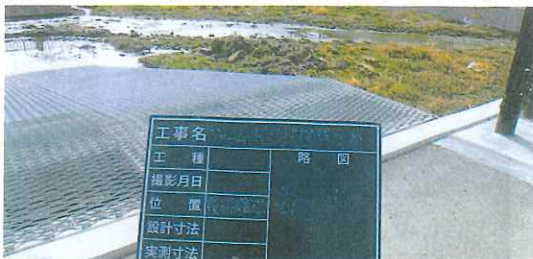


施工前



施工後

霞目調整池土砂撤去工事（七郷7ブロック）



施工前



施工後



## 農村地域復興再生基盤総合整備事業 仙台東地区（水管理システム）

平成29年度より用排水を管理する為の自動化及び情報監視を行う水管理施設整備を行って参りましたが本年3月末に完成致しました。現在は各施設の適切な管理方法や災害時の迅速な対応が出来るよう、調査調整中です。



中央管理所操作室



監視カメラ画像（高砂南部排水機場）

## 農村地域復興再生基盤総合整備事業 仙台東地区（太陽光発電施設）

令和2年4月から東日本大震災による地盤沈下に伴う排水経費の増加と新たに造成された施設の維持管理費の増加の軽減対策として、藤塚地区の太陽光発電施設が本格運用を開始しました。初年度は6千2百万円程の売電収入があり、その半分を維持管理費に割り当てました。

今後も売電収入を賦課金の高騰を抑える目的として充当して参ります。



太陽光発電施設



発電量モニター

## 国営造成施設管理体制整備促進事業

強化支援費12,000,000円・推進活動費300,000円

負担割合（国50%・県1%・市49%）

### 啓発活動（ゴミの不法投棄防止・水利施設見学）

令和3年3月23日、新型コロナウイルスの影響により2年ぶりの開催となった大沼周辺清掃美化活動ですが、規模を縮小し関係機関のみの参加のもと実施いたしました。

次回開催については、一日も早く新型コロナウイルスが終息し一般市民の方々の参加を頂いての開催を願うところであります。



清掃活動状況



参加者による集合写真

## 農業経営高度化促進事業（機械器具費）

### 農業用機械導入について

本年3月末で区画整理事業が完了しましたが、今後、大区画化に伴う水田の均平不良、暗渠排水機能の効果の維持、石礫発生時の対応等が予想されることから、不具合対応の為に農業用機械を令和2年度に導入し各営農組織へ配置しました。

以上のような不具合が生じた場合は組合員の方から各営農組織へ作業を依頼し対処して頂きたいと思えます。

尚、営農組織の照会・利用料金等の問い合わせについては、改良区まで連絡願います。

1. レーザーレベラー（4台）……水田の均平不良の対応
2. モミサブロー（15台）……暗渠排水機能効果の維持
3. ストーンピッカー（3台）……石礫等の除去



レーザーレベラー



モミサブロー

## 土地改良区からのお願い

### こんなときにはすぐ連絡を

当土地改良区で管理する土地改良施設への事故等による破損事故が管内で多発しております。このような時には原因者の責任で復旧することになりますが、原因者不明の場合は土地改良区の負担で復旧工事をしなければなりません。事故による施設破損事故を発見した場合は、車のナンバー等を控え、土地改良区までご一報下さいませようお願い致します。



### ゴミの不法投棄

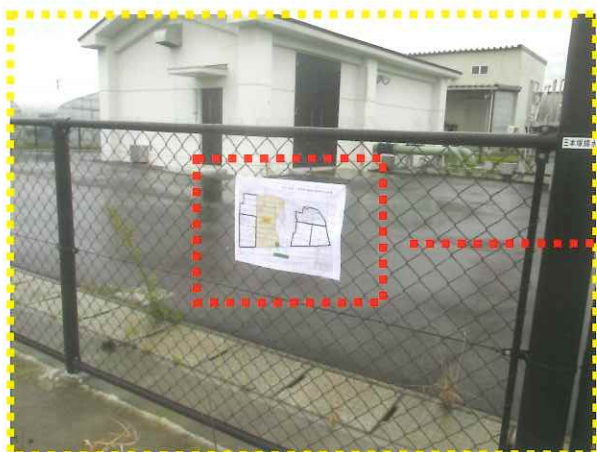
農業用排水路への粗大ゴミ等の不法投棄は毎年減どころか増える一方です。家電製品や家具類をわざわざ水路敷や水路の中へ並べていくなど、益々悪質になってきております。それらのゴミが排水の流れを阻害し、道路・住宅への冠水被害の原因にもなりかねません。また、それらによっておきた事故等の損害経費は全て土地改良区組合員の負担となりますのでゴミ等の不法投棄をしないように呼びかけをして下さいませようお願い致します。



## 代掻き・田植え時期について

当土地改良区管内の用水はパイプラインを通して各水田へ供給する方法へと変わっております。（一部の開水路を除く）

そこで、代掻き用水は各ブロック毎に日割りのエリアを決めて用水を供給することになります。**通水日程については毎年4月上旬以降、揚水機場とホームページにおいて掲示しておりますので、各自確認の上、農作業を行って頂きますようご理解とご協力をお願いします。**



六郷2ブロック三本塚揚水機場



代掻き用水日程表（参考）

## 給水栓近くでの機械作業に注意！

トラクターやコンバイン等で農作業中に誤って給水栓を壊してしまう事例が多く発生しています。また、直接給水栓に当たらなくても、コンクリート柵に接触することによって破損してしまう場合もあります。

破損してしまった場合の**修理費用は自己負担**となりますので、ご注意願います。

## 給水栓操作時の注意点！

給水栓を操作する際は絶対に**顔を近づけないよう**ご注意願います。パイプの接合部分が接着剤の硬化、経年劣化等により水圧に耐えきれず抜けたり、割れたりしてケガをする事故が心配されます。

また、給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度バルブを**全開**にしてゴミを取り除いて下さい。



## 大雨時は用水を停止します

大雨や台風が予想される場合等、災害防止の観点から事前に用水を停止しております。雨が止んでも河川の状況や下流部の排水状況により、すぐには通水出来ないことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 土地改良区からのお知らせ

### 直轄災害復旧関連区画整理事業「仙台東地区」完工

平成25年度から着手して来た区画整理事業は、平成30年度末で大区画化工事が終了、令和2年10月に高砂、七郷、六郷換地区の権利者会議が開催され換地計画が決定し、本年2月5日（金）メルパーク仙台において、直轄災害復旧関連区画整理事業仙台東地区の「完工式」が行われ、完工の運びとなりました。

### 直轄災害復旧関連区画整理事業「仙台東地区」の換地処分に伴う登記識別情報の通知について（七郷換地区換地処分登記完了のお知らせ）

直轄災害関連区画整理事業「仙台東地区」七郷換地区につきましては、令和3年3月8日に換地処分公告が行われ、仙台北法務局から土地改良事業に関する登記完了通知が令和3年7月末になされました。

つきましては、次表により従来の権利証に代わる新たな「登記識別情報」が発行されましたのでご確認ください。

換地の組合せ		登記識別情報について
従前の土地	換地	
1筆	1筆	<u>「登記識別情報」は通知されません。</u> 現在お持ちの「登記済証（従来の権利証）」が有効となりますので、そのまま使用してください。
1筆	複数筆	
複数筆	1筆	<u>新たに「登記識別情報」が通知されます。</u> 東北農政局から郵送されます。

※「登記識別情報」とは、不動産登記法の改正（平成16年度）により「登記済証（従来の権利証）」に代わるものとして、登記完了時に法務局から交付されるアルファベットと数字を組み合わせた12ケタの符号です。

登記に関して本人確認のために使用する重要な情報です。将来の登記申請の際には、この「登記識別情報」が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、六郷換地区（令和3年3月10日換地処分公告）、高砂換地区（令和3年2月25日換地処分公告）については、現在、仙台北法務局において登記作業が進められております。

仙台北法務局のスケジュールによりますと、  
 六郷換地区の処理期間が令和3年8月2日から令和4年2月22日まで（予定）、  
 高砂換地区の処理期間が令和4年2月24日から令和4年4月17日まで（予定）  
 となっております。

詳細につきましては仙台北法務局のホームページをご参照ください。

## 水難事故防止にご協力を

家族、地域ぐるみで是非お声がけをしていただき、水路・ため池での水難事故防止にご協力をお願い致します。

当土地改良区では防護柵、事故防止看板の設置、小学校、幼稚園、保育園等に対する子供たちへの注意指導のお願いなど行っております。今後も引き続き水難事故防止に努めて参りますので、皆様方のご協力をお願い致します。



## 新型コロナウイルス感染症に対する

### 当土地改良区の対応について

新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、当土地改良区ではマスク着用での対応をさせていただいております。

用排水の相談・組合員資格交代、農地転用手続き等による事務所へのご来所につきましては、感染拡大防止をふまえ、玄関先での検温・手指のアルコール消毒・マスク着用をお願いします。

組合員の皆様には、多大なるご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

感染症拡大防止に  
ご協力ください



# 手続きは忘れずに!!

以下のようなときは必ず土地改良区に届出をして下さい。

## ①農地を転用する場合

土地改良区の区域内であれば、手続きや決済金の納付が必要となります。たとえ、地目が“畑”等であっても改良区までご確認下さい。田に盛土など現状を変える場合もご相談下さい。

## ②農地を公共用地（道路・河川）に買収された場合及び地目変更される場合

この場合も手続きや決済金の納付が必要となります。

※決済金の徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、自供負担金及び長期負担借入金並びに施設の維持管理等の負担額を一時払いで決済していただくものです。

## ③組合員の資格に移動があった場合

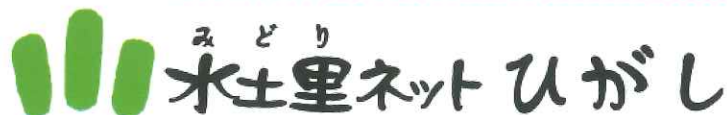
- ・農地を売買又は交換したとき。相続等により贈与されたとき。
- ・農地を賃借したとき又は、解約したとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなられたとき。
- ・組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のような場合、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても土地改良区はわかりません。  
直接改良区に届け出がなければ、土地改良区の台帳は変更されませんのでご注意下さい。

届出用紙は土地改良区に準備してあります。

## 滞納賦課金は新しい組合員が負担!!

農地の移動・売買の際、その土地の賦課金に滞納がある場合は、買った人が滞納賦課金を支払うよう法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。土地改良区に確かめてから契約するよう注意してください。



〒984-0032 仙台市若林区荒井字上目南20  
TEL.022-288-5026 FAX.022-288-5208  
E-mail : sendai.e.tokai@orion.ocn.ne.jp  
<https://www.midorinet-higashi.com/>

